電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	個人	概要の1. 丸数字2に「当該者の個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置が講じられた場合には、発行時の暗証番号の設定を不要とする」とあるが、現行では発行時に暗証番号を設定しないことも認められており、その場合は「個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じる」必要はないのではないか?	現行の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第4項及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条第2項等により、暗証番号を設定する必要があるため、暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることとしております。	なし
2	個人	概要に「個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置が講じられた場合」とあるが、改正前に発行済みの個人番号カードに対しても暗号番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることはできるのか?	可能です。既に発行されているマイナンバーカードについても、マイナンバーカード に暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることができます。	なし
3	匿名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第33条に新設する第4項について、「交付申請者が暗証番号を設定しないことを希望する場合であって、当該【交付】申請者の個人番号に・・・」と修正すべきではないか。(同令中「交付申請者」を受けて「当該交付申請者」とする用例は複数あるが、「当該申請者」と受けるものはない。)	御意見のとおり修正いたします。	あり
4	個人	マイナンバーカードには4つの暗証番号があるが、今回の改正の対象はすべての暗証番号か? 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第41 条第2項において、代理人等が本人の各種暗証番号がわかっていれば回答書を要せず署名 用電子証明書の更新が可能であるが、代理人等が本人の暗証番号がわからない場合、回 答書を求めてよいかどうか?		なし
5	匿名	持病があるのでいざという時のために保険証を持ち歩いていて最近はその代わりに「全部入りのマイナンバーカード」を持ち歩くようになっている、全部入りのマイナンバーカードを持ち	定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第24条の 規定により、マイナンバーカードは二重で所持することはできないため、顔認証マイ	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
6	匿名	四を不安とするケースを「任所変更手続時」」に限定することは市民の利便性を損なりことになるため、後日の個人番号カード券面事項更新手続きと同時の電子証明書再発行手続きについても、照会兼回答書の提出は不要としていただきたい。  2:発行時の暗証番号の設定を不要とする個人番号カードについて 【意見要旨】「電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定することを希望する者」について、個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置及び交付手続き等を地方公共団体情報システム機構が行うようにしていただきたい。 【意見詳細】交付時来庁方式や申請時来庁方式による交付については、交付処理として暗証番号の設定を行う必要があることから、東区町材が交付手続きを担当する必然性がある。	国認証マイテンハーカートについては、市区町村の窓口において、改正後の電子者名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第3項等の規定により、暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置を講じることとするものであり、市区町村においてこれらの措置を執る必要があることから、申請受付から交付処理までを全て地方公共団体情報システム機構で完結することはできず、引き続き、市区町村で交付手続等を行うこととしています。	なし

N	b. 意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
7	匿名	第5条と第41条の改正についての意見です。同一世帯員または法定代理人が転入届または転居届と同時に電子証明の申請をした場合、これまで本人宛に照会書を郵送し回答書の提出が必要だったものが改正により不要となり即日手続きが完了になるので良いことだと思います。しかし、繁忙時は転入届または転居届の処理に数時間かかり、転入届または転居届と同時に電子証明の申請をすることは困難です。時間をおいて電子証明の申請をする場合及び日を改めて電子証明の申請をする場合においても回答書を不要とするよう要望します。	本案についての賛同の御意見として承ります。 いただいた御要望は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
8	個人	展出か不安である。 署名用電子証明書の発行についても、照会書兼回答書の提出を不要とするのに加えて継続利用の手続と同様に、暗証番号の照合により代理権の授与がなされているとし、委任状の提出を不要としてよいのではないか。 参考までに、同一世帯員であれば、転入届の手続に際しても、委任状は不要であり、署名用電子証明書の発行のみのために委任状が必要となる。 概要2について利用者証明用電子証明書について、暗証番号の設定を不要とするために必要な措置が講じられた場合に、発行時の暗証番号の設定を不要とするとのことであるが、マイナンバーカートには暗証番号が4種類を含まるまでは異々用電子証明書・利用者証明用電子証明書	概要1について 今回の改正は、住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又 は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行 うことができることから、引き続き委任状の提出は求めることとしております。また、 代理人により申請を行う場合は、暗証番号を代理人に知られないように留意するこ ととしております。 いただいた御意見は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。 概要2について 本人又は入所施設等においても安心してカードが利用できるよう、利用者証明用電 子証明書、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事 項入力補助アプリケーションに関する暗証番号について、市町村の窓口において無 作為の暗証番号を設定した上で暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要 とする処理が実施できない状態になるよう措置を講じることとしております。	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
9	個人	1についての照会書を無くす件について自体は賛成であるが改正案を見て不明な点があるので2点ほど。 ・法定代理人も可能となっている。この事自体には全く異論はないが、法定代理人には未成年者の場合の保護者(親権者)だけではなく、未成年者後見人、成年後見人、(代理権を有する)保佐人及び補助人も含まれると解して良いか?・同一世帯員が手続き完了させられたら後日来庁しなくて良くなる事はメリットであるので良い事であるが、マイナンバーカードを持たせ事前に暗証番号や現行の照会書内容を書いた紙を予め人数分預からなければいけないのであれば書類や委任状など不備があった場合に再来庁を促す事となる。照会書が不要だけが独り歩きしてしまわないかと懸念される。別に反対していないが転居時の手続きについては変に勘違いさせないようよく周知させて欲しい。 2についても全般的に賛成であるが意見等を数3点。・参考資料にもあるが暗証番号が管理できない人がいるのは確かなのでこう言った顔認証・目視専用カードを作ることは賛成である。ただカードに顔認証専用カードみたいな記載がないと暗証番号を求めたり、マイナポータルが使えると思ったり住民票コンビニ交付、公的個人認証等が出来ると思われるためカードに顔認証専用みたいな表記を付け加えて欲しい。・暗証番号不要の顔認証カードをこれから作られるとのことであるが、現行のカードを持っている人が(デメリット承知の上で)顔認証専用カードに切り替え出来るのか?暗証番号管理に不安があるため現行のカードから変えられるなら変えたいと言う人は一定数いると思われる。逆に顔認証カードにしていたが病状改善等で暗証番号とかを管理できるようになったから通常のマイナンバーカードを使いたいと言ってきた場合に通常カードに切り替えはできるのか?・顔認証カードでも保険証として使える事は賛成であるが初期設定で保険証との連携には暗証番号4桁が必要であったはずだがこれについてはシステム改修するのか?以上です	しております。 ・通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカード、顔認証マイナンバーカードから通常のマイナンバーカードいずれの設定の切り替えも可能です。 ・健康保険証利用の申込みを行っていない方については、顔認証マイナンバーカードの設定前に市区町村で暗証番号を利用して申し込む、または、医療機関で顔認証を利用して申し込むことが出来ます。	

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
10	匿名	マイナンバーが漏れれば、個人情報が全て漏れてしまいます。この改正ではマイナンバーが漏れる可能性が高くなります。 「世帯」ではなく「個人」を尊重してください。	マイナンバー制度では、安心・安全の確保のため、制度面及びシステム面で各種の対策を講じており、マイナンバーを取り扱う者に対して漏えい防止等の安全管理措置の義務付け、個人情報保護委員会が必要な指導を行うことや、行政機関等の保有する個人情報は一元管理をせず各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしております。 本改正案の施行後においても、こうした仕組みは維持されることからマイナンバーや個人情報の漏えい等の可能性が高まることはありません。	
11	匿名	1.マイナンバーカードを使った本人確認方法に、申請者の容貌の画像と写真付き本人確認書類のICチップ情報を用いた方法があるが、暗証番号は使わず券面情報を用いてICチップ情報を読み取る方法であれば、「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」でも引き続きこの方法を利用できる理解で良いか。  2.「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」とそれ以外のマイナンバーカードで、券面のレイアウトは異なるか。券面情報の文字認識等を行っている場合に影響が生じるため、確認いただきたい。		なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
12	個人	ルけや総務省への不信が募り、カート返納事例も続出しました。  同一世帯の者がカードを扱えるようになることは、番号法の「カード取得は本人の意思に基づく任意」という原則を大きく説します。	本改正案は、住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行うことができることから、照会書兼回答書の提出を不要とするものであり、本改正によってマイナンバーカードの取得が任意であることに変更が生じるものではございません。	なし
13	匿名	マイナンバーカードと保険証を結び付けただけでも、トラブルの嵐です。 それがマイナカードを持ってない人ももれなく巻き込まれます。 暗証番号いらないなんて、そんな危険なことはしないでください。 マイナンバーの利用拡大はやめてください。	顔認証マイナンバーカードについては、暗証番号の設定や管理に不安がある方が 安心してマイナンバーカードが利用できるよう、利用者証明用電子証明書、住民基 本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリ ケーションに関する暗証番号について、市町村の窓口において、改正後の電子署名 等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42 条第3項等の規定により、暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする 処理が実施できない状態になるよう必要な措置を講じることで、顔認証により、利用 者証明用電子証明書を利用することができるものです。	

N	lo.	意見提出者	御意見の概要		命令等への 修正の有無
1	4	匿名		住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が 行う場合の本人の意思確認等については、委任状等により確認を行うことができる ことから、照会書兼回答書の提出を不要としております。	

No.	意見提出者	御意見の概要		命令等への 修正の有無
15	個人	円能化についても快引してよいと芯われる。たたし、住民奉本首帳上の「氏石」の記載は必     須にしたちが白いと考える)を組み合わせての 個人釆早カードと同様に電子的な認証を	マイナンバーカードは、 特殊な印刷技術により券面の偽造防止措置がとられており、また、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するIC チップを活用しているなど、様々なセキュリティ対策が講じられております。電子チップ搭載の健康保険被保険者証の発行については、参考意見として承ります。	なし